

路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設緑政局道路河川管理部路政課（以下「主管課」という。）が発注する路面下空洞調査業務委託において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により委託契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(業務委託内容)

第2条 主管課が発注する路面下空洞調査業務委託において、入札参加者の業務履行能力、信頼性、社会性等と入札価格を一体として評価することによって一層の品質確保を図り、未然に道路の陥没事故等を防止する。

(学識経験者への意見聴取)

第3条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について決定するときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「有識者」という。）への意見聴取を行うものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようとするときに、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、有識者から意見聴取するものとする。

3 有識者は2人以上とし、市長が選定するものとする。

(落札者決定基準の決定)

第4条 市長は、路面下空洞調査業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

2 委員会の設置等に関する事項については別に定める。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。

(7) その他必要と認めること。

(評価項目算定資料の提出)

第6条 市長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）のうち必要と認めるものの提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料書（誓約書）
- (2) 同種業務委託の履行実績
- (3) ISO9001又はISO14001の取得状況に関する書類
- (4) 障害雇用状況に関する書類
- (5) 男女共同参画に関する書類
- (6) 主観評価項目に関する誓約書
- (7) 業務ごとに設定した評価項目に関する資料
- (8) その他必要と認める資料

2 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、評価項目算定資料の提出を受けた後、提出した入札参加者から内容の変更の申し出を受けたときは認めないものとする。

4 市長は、必要に応じて入札参加者から提出された評価項目算定資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術評価の点数の決定)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、主管課による評価の後、技術評価の点数を決定するものとする。

(落札者の決定)

第8条 市長は、総合評価一般競争入札に係る落札者を、別記「落札者決定方法」により決定するものとする。

2 前項において第3条第2項の意見聴取を行い、当該落札者の決定について有識者から異議が出た場合には、委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

3 市長は、落札者を決定したときは当該落札者その他の入札参加者に、その決定について通知するものとする。

(評価結果等の公表)

第9条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について市長に疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項の照会を受けたときは、当該照会した者に回答するものとする。

(加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応等)

第10条 市長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。

(落札者の履行方法等)

第11条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて履行させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 市長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記「落札者決定方法」（要綱第8条第1項関係）

1 総合評価の方法

(1) 総合評価一般競争入札においては、次の3に該当する部分を除くほか、原則として入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

(2) 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000 \text{ (小数点第5位以下切捨て)}$$

2 評価項目について

総合評価一般競争入札における評価項目は、次に示す項目の他に、必要に応じて、その他の項目を設定するものとする。

分類	評価項目	評価基準
1 企業の技術的能力	①同種業務の実績※1 (過去5年間に限る)	提出された実務実績が本市とあるもの
		提出された業務実績が他官公庁とあるもの
		実績なし
	②ISO9001又は ISO14001の取得状況	有り
		無し
2 企業の地域性・社会性	本社の所在地	市内に本社がある
		市内に本社なし (入札参加資格としている場合には入札無効)
3 当該業務の評価項目	発注年度ごとに評価項目及び評価基準を設定	

※1 提出は契約書（写し可・直近のもの・1枚のみ）。なお、本市と他官公庁の両方の提出は認めない（どちらか一方）

3 著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）について

(1) 調査基準価格

ア 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条に定める額とする。

イ 入札の結果、総合評価点が高い入札者（以下「最高評価入札者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その最高評価入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、委員会において調査を行うものとする。

(2) 調査の内容

委員会は、次の内容のうち必要な項目について事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- ア 入札者がその価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- イ 当該入札者の履行能力に関する事項
- ウ 当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項
- エ その他必要な事項

(3) 調査結果に関する措置

ア 委員会の調査の結果、最高評価入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最高評価入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、最高評価入札者を落札者と決定しないものとする。

最高評価入札者を落札者と決定しないことを決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最高評価入札者以外の者のうち総合評価点の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

イ 次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札者である場合は、その者を

(1) イに規定する最高評価入札者とみなし、低入札価格調査を実施する。

ウ 以上により落札者を決定することができないときは、再度入札をすることができ、この場合、(3)ア及びイの各号の規定により落札者としなかったことを決定した入札者については、再度入札に参加させないものとする。